



17監一第49号

平成17年8月10日

請求人代表者

内田 隆 様

名古屋市監査委員 加藤 雄也
同 下川 利郎



名古屋市職員措置請求の監査結果の通知について（通知）

平成17年6月15日に提出された名古屋市職員措置請求につきまして、別紙のとおり決定しましたので、地方自治法第242条第4項の規定に基づき通知します。

（名古屋市監査事務局監査第一課）

名古屋市職員措置請求の監査結果

地方自治法第242条第1項の規定に基づき、政務調査費の返還請求に関する名古屋市職員措置請求書（別添のとおり。以下「請求書」という。）が提出された。

第1 措置請求の概要

1 請求人

東区 内田隆 始め7名

2 請求書の提出日

平成17年6月15日

3 請求の要旨

(1) 政務調査費の支給についての条例の規定

名古屋市会政務調査費の交付に関する条例（以下「条例」という。）第3条第1項は、名古屋市会の各会派に対し、月額55万円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額を会派に対し交付する、と規定し、条例第4条は政務調査費を「議長が定める用途基準に従って使用する」と規定している。

また、条例第7条は、政務調査費の支出権限者である名古屋市長（以下「市長」という。）は「政務調査費の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派がその年度において市政に関する調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる」と規定している。

(2) 自民党名古屋市議団の政務調査費の用途

ア 自民党名古屋市議団（「自由民主党名古屋市会議員団」及び「自由民主党市民クラブ名古屋市会議員団」をいう。以下同じ。）では、月額1人あたり55万円支給される政務調査費について、5万円を市議団の共通経費（団費）とし、残りを議員の政務調査活動に使うものとしてきた、との説明をし、これに適合する内容の収支報告書を提出している、としている。

イ ところが、自民党名古屋市議団の前団長の西村けんじ市会議員（以下「西村市会議員」という。）は、本年5月、共通経費のうち、2003年度は410万円が余り、2004年度は150万円が余り、それぞれ団長が「預かり金」として保管していた、と発表した。

西村市会議員によるとこの金員はいずれも市に返還されることなく、自民党名古屋市議団の団長が預かり金としてプールしていること、かかる扱いは恒例化し、毎回市議選時にプール金は分配された、という。

ウ 上記西村市会議員の発表から、自民党名古屋市議団において直近2年間で560万円の政務調査費をプールしていたこと、自民党名古屋市議団の2003年度、2004年度の収支報告書は事実と反すること、少なくとも共通経費分に関する支出相当額は収支報告とは別の使途に支出されたことも明らかになった。

(3) 返還請求権

ア 以上の事実から、共通経費についての収支報告が事実と反することは明らかであるので、少なくとも共通経費分については条例に要求された適切な収支報告がなされたことにはならず、2003年度、2004年度に支給された共通経費相当額については、「その年度において市政に関する調査研究に資するため必要な経費として支出した」ことの説明がなされていないまま、本日に至っていることになる。

よって、現状においては、自民党名古屋市議団は共通経費相当分に対して適切な収支報告をしないまま、これに相当する金額を利得として保有しようとしていることになるが、各会派が政務調査費について支給された利得を最終的に保有できることになるのは、条例第5条による適切な収支報告がなされ、これに基づいて市長が条例第7条による返還請求権を行使しないことが確定した段階である。

したがって、適切な収支報告をしない自民党名古屋市議団は共通経費相当分の不当な利得を保有したままであることは明らかであるから、市長は条例第7条及び不当利得返還請求権に基づいて共通経費相当額の返還を求める義務がある。

イ 仮に共通経費全額について返還請求権を行使する義務が市長にはない、としても、2003年度の政務調査費の支出残金410万円、2004年度の政務調査費の支出残金150万円はそれぞれ団長の預かり金としてプールされていたことになるが、そもそも政務調査費をプールすることは本件条例及び地方自治法で認められていない。よって、少なくとも両年度の支出残金合計560万円について、市長は条例第7条及び不当利得返還請求権に基づいて自民党名古屋市議団に返還請求する義務がある。

(4) 求める措置

以上のとおり、市長は条例第7条及び不当利得返還請求権に基づいて共通経費分の返還を求めるべきであるから、監査委員は市長に対し、次の措置を講ずるよう、勧告することを求める。

市長は自民党名古屋市議団に対し、2003年度分及び2004年度分として同会派に支給した政務調査費中、同会派の共通経費として処理された合計金

2870万円について名古屋市にこれを返還させるための必要な措置をとること。

第2 監査委員の除斥

齊藤実監査委員及び吉田隆一監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により、本件監査請求の監査に加わらなかった。

第3 請求の要件審査

本件は、地方自治法第242条所定の要件を具備しているものと認め、これを受理した。

なお、本件監査請求は、政務調査費を自民党名古屋市議団が不当利得しており、これに対し市長が返還請求権の行使を怠っているとするものと解され、地方自治法第242条第2項に定める期間制限の規定は適用されない。

第4 監査の実施

1 請求人の陳述

平成17年6月30日に、地方自治法第242条第6項の規定に基づいて、請求人から請求の要旨を補足するために陳述を聴取した。

陳述において、新たな違法・不当事由及び求める措置の追加はなかったが、「本件の真の原因は、政務調査費に関する領収書が公開対象になっていないことにより、領収書が公開されるような方策を監査委員が進言することを期待する。」という趣旨の意見が述べられた。

2 監査の対象事項

請求人の主張する違法事由は、前記第1、3(3)のとおりであるが、不当利得の有無は、交付された政務調査費が用途基準に従って適正に使用されているか否かについて判断すべきものである。

本件監査請求においては、自民党名古屋市議団に交付された政務調査費の共通経費分のうち、違法性が具体的に摘示されている平成15年度の410万円及び平成16年度の150万円、計560万円について、「用途基準に定める用途に使われておらず、不当利得があり、市長はそれを返還請求する義務があるか」を監査対象事項とし、調査の過程で違法又は不当な使用がうかがわれることがあれば、それも監査対象に加えることとした。

3 監査対象局

市会事務局を監査対象局とした。監査において、事情聴取及び関係書類の調査を行った。政務調査費の概要に関する市会事務局の説明は、次のとおりである。

(1) 法令等の根拠

政務調査費は、地方自治法第100条第13項及び第14項の規定に基づき、条例の定めるところにより、名古屋市会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、市長から、各会派に交付されている。

政務調査費の交付手続、使途基準等の細目については、名古屋市会政務調査費の交付に関する規則（以下「規則」という。）及び名古屋市会政務調査費の使途基準及び収支報告書の閲覧に関する規程が別途制定されている。

(2) 支出手続等の概要

毎年度、会派代表者は、市長に対し、議長を経由して、政務調査費交付申請書を提出し（規則第2条）、この申請に対し、市長は、政務調査費の額を決定し、議長を経由して、各会派に通知する（規則第3条）。

会派代表者は、毎月、市長に対し、議長を経由して政務調査費交付請求書を提出し（規則第4条）、政務調査費の交付を受ける（条例第3条）。交付額は、会派の所属議員1人あたり月額55万円で算定され、その支払は、地方自治法施行令第163条第2号による前金払で支払われている。

会派代表者は、毎年4月30日までに、前年度の交付に係る政務調査費について、収支報告書を議長に提出する（条例第5条）。

議長は、収支報告書の提出後、必要に応じて調査を行い（条例第6条）、提出された収支報告書の写しを市長に送付する（規則第5条）。

市長は、政務調査費に残余が生じた場合、その返還を命ずることができ、市長の返還命令を受けて会派が残余金を返還する（条例第7条）。

会派は、5年間、会計帳簿等を保管する（規則第6条）。

4 関係人調査

地方自治法第199条第8項の規定に基づき、自民党名古屋市議団及び西村市会議員に対して、文書照会及び面接による調査を行った。なお、領収書等関係書類の閲覧については、政治活動の自由の確保等を理由に応じられなかった。

自民党名古屋市議団及び西村市会議員の主張は、次のとおりである。

(1) 自民党名古屋市議団の主張

ア 政務調査費の支給の仕組みについて

(ア) 会派には、会派に所属する議員1人あたり月額55万円が交付され、会派の内部的な取決めにより個人支給分と共通経費の二つに分けているが、経理処理上は区別していない。

(イ) 個人支給分について、議員は、50万円以上の領収書がそろい次第、1か月分に相当する政務調査費50万円の弁償を受けることになっており、この取扱いは、毎年度、団会議等で周知徹底している。

(ウ) 共通経費は、団長が使途基準に従った使途であるかをチェックし、年度末に再度、団長及び財務委員長が収支確認を行っている。

イ 政務調査費の不適切な支出について

平成15年度及び平成16年度の財務委員長からの報告により現団長が両年度の共通経費に係る領収書を再調査した結果、平成15年度は収支報告書で返還したもののほかに、不適切なものが410万円あったと認められたので、名古屋市に返還する。

また、平成16年度は、不適切なものは精算前に処理しており、その結果、収支報告書のとおり606万円余を返還したものである。

ウ 被害届について

(ア) 再調査の結果、西村市議員が平成15年度分410万円、平成16年度分570万円を不正流用していたことが判明し、警察に被害届を提出した。被害届に係る不明朗な支出金額の内訳は、平成17年7月6日付け毎日新聞の報道のとおりである（次表参照）。

平成15年度分		
	日付	支出額
平成16年	2月 9日	150万円
	3月10日	160万円
	25日	50万円
	4月12日	50万円
	(小計)	410万円
平成16年度分		
	日付	支出額
平成16年	5月 7日	50万円
	25日	50万円
	6月25日	50万円
	8月19日	50万円 (領収書なし)
	9月 2日	80万円 (同上)
	24日	50万円 (同上)
	11月 1日	10万円 (同上)
	2日	10万円 (同上)
	同	30万円 (同上)
8日	30万円 (同上)	

平成16年11月19日	20万円 (同上)
12月24日	50万円 (同上)
27日	40万円 (同上)
平成17年 1月26日	50万円 (同上)
(小計)	570万円
(総計)	980万円

- (イ) 請求人が返還を求めている平成15年度の政務調査費の支出残金410万円は、被害届額の中に含まれている。
- (ウ) 被害届に係る平成16年度分の570万円には、請求人が返還を求めている平成16年度の政務調査費の支出残金150万円は含まれていない。
- (エ) 平成16年度分として570万円の不明朗な支出が認められたが、再調査の結果では、平成16年度中に、団員からの指摘により団に全額戻っている。

警察による捜査結果により、西村市議員の係わる部分で新たな事実が判明し、返還していない部分があれば返還する。

エ いわゆる「預かり金」について

平成15年度分の410万円は、西村市議員が言うような「預かり金」ではなく、同議員が不正流用したものである。また、平成16年度は、西村市議員が言うような150万円の「預かり金」はない。

オ 辞職した2名の議員に係る政務調査費について

平成16年度に逮捕され、辞職した2名の議員に係る政務調査費で、本人が実質的に議員活動をしていなかったとして受取りを辞退した分の合計150万円は、返還するものとして保管していたが、西村市議員がこれを持ち出していたことが、平成16年度中に団員から指摘され、西村市議員が団に返還した。

この150万円は、平成16年度の残余金の中に含まれている。

カ 領収書の提出・提示について

基本的には、制度上、領収書を監査委員に提出・提示する必要はないものと考えている。この制度は、第一に、政治活動の自由の確保を図ること、第二に、執行機関に対する牽制作用の確保を図ること、第三に、会派間の競争における優位性の確保を図ることが必要で、一般の行政目的実現のために交付される補助金にない特殊性を有するものである。

即ち、地方自治法第100条第13項、第14項の規定により制度化され

た政務調査費が、収支報告書のみを議長に提出すれば足り、領収書などの帳票類を含め会派の調査研究活動に伴い発生する文書は会派で保管することとされていることは、以上のような積極的な意味に基づくもので、重要な立法政策上の判断に基づいてそのような制度となっているものである。

(2) 西村市会議員の主張

ア 政務調査費の支給の仕組み及び「預かり金」について

慣行として、毎月各議員から請求される費用について、金50万円を超える部分については、これを自民党名古屋市議団が預かり、保管するとの取扱いが行われてきた。これは一応の目安として金5万円を共通経費としているため、団の共通の経費としての支出が必要となる場合等に備えて各議員に交付された金員のうちから、金50万円を超える部分を自民党名古屋市議団が預かるという形式であった。したがって、団が保管するこの資金は、各議員からの預かり金であって、名古屋市から交付された政務調査費を利用していないのに一部を保管するというものではない。現に年度経過後の名古屋市に提出される収支報告書の金額は、各議員から提出された請求書と団の共通経費の合算額であった。

なお、政務調査費は会派に交付されるものであるから、各議員の領収書も、原則として、自民党名古屋市議団宛となっている。

イ 政務調査費の不適切な支出について

(ア) 平成15年度分の410万円は、平成16年度の自民党名古屋市議団の団長に選任された際に、前団長から引継を受けた「預かり金」であり、私的に流用した事実はない。

(イ) 自民党名古屋市議団の被害届額の平成16年度分570万円の内容は明らかにされていないが、従前の経過から推察すると、平成16年度の「預かり金」として保管されていた150万円を含むものと思われる。同金員は、その後、現団長に引き継がれている。

ウ 辞職した2名の議員に係る政務調査費について

平成16年度に逮捕され、辞職した2名の議員に係る政務調査費150万円は、本人から請求がなかったので支払われなかったものである。この150万円は、使われずに残った金銭であるから、平成16年度の残余金606万円余の中に含まれている。

5 監査委員が認定した事実

(1) 政務調査費の交付及び返還の状況について

ア 平成15年度の交付及び返還の状況は、次のとおりである。

(ア) 自由民主党名古屋市議員団から、平成15年5月29日に収支報告書が提出されている。

区 分	金 額	備 考
交付総額	13,200,000円	4月分 24人
残余金	5,984,818円	平成15年7月4日返還

(イ) 自由民主党市民クラブ名古屋市議員団から、平成16年4月20日に収支報告書が提出されている。

区 分	金 額	備 考
交付総額	149,050,000円	5月～11月分 25人 12月～翌3月分 24人
残余金	1,466,242円	平成16年5月20日返還

イ 平成16年度の交付及び返還の状況は、次のとおりであり、自由民主党名古屋市議員団から、平成17年4月28日に収支報告書が提出されている。

区 分	金 額	備 考
交付総額	153,450,000円	自由民主党市民クラブ名古屋市議員団 4月～8月分 24人 9月・10月分 22人 11月分 23人 自由民主党名古屋市議員団 12月～翌3月分 23人
残余金	6,065,717円	平成17年5月26日返還

ウ 自民党名古屋市議団からの収支報告について、平成15年度分は平成16年4月28日に、平成16年度分は平成17年4月28日に、それぞれ議長が会派の代表者から説明を聴取している。なお、平成16年度分については平成17年5月16日に再度、議長が代表者から説明を聴取している。

(2) 平成15年度の収支報告書の訂正について

自民党名古屋市議団は、平成15年度の収支報告に誤りがあったとして、平成17年8月1日に、収支報告書の訂正願を議長に提出している。その内容は次のとおりである。

区 分	金 額	備 考
交付総額	149,050,000 円	5月～11月分 25人 12月～翌3月分 24人
残余金	5,566,242 円	(内訳) 平成16年5月20日返還額 1,466,242 円 平成17年8月1日訂正額 4,100,000 円

なお、収支報告書の訂正について、議長は平成17年8月1日に自民党名古屋市議団から説明を聴取している。

訂正後の残余金410万円については、平成17年8月3日に市長から返還命令が出され、同月4日に本市に返還されている。

6 監査委員の判断

(1) 平成15年度の政務調査費について

請求人の主張する平成15年度の410万円については、政務調査費の執行に関し責任を有する会派である自民党名古屋市議団が共通経費分に係る領収書等を再調査した結果、当該410万円は不明朗な支出であったとして、収支報告書を訂正のうえ、市長の返還命令を受けて410万円を本市に返還している。したがって、請求人の主張する根拠については、既に解消されたものと認められる。

(2) 平成16年度の政務調査費について

請求人の主張する平成16年度の150万円について、西村市会議員は150万円の「預かり金」はあるが、政務調査費ではなく、現団長に引き継がれていると主張している。これに対し、自民党名古屋市議団は150万円の「預かり金」はないと主張しており、150万円の存否及び性格について、両者の主張は全く相違している。

これについては、領収書等の関係書類の調査ができなかったことから、自民党名古屋市議団及び西村市会議員の主張を検証することができず、請求人の主張する150万円が用途基準に定める用途以外に使用されたかどうかについて判断するまでには至らなかった。

なお、調査の過程で、平成16年度の政務調査費の執行に関し、自民党名古屋市議団が570万円の被害届を警察に提出したことが確認できたことから、当該570万円と名古屋市に返還された政務調査費の残余金606万円余との関係についても調査した。

自民党名古屋市議団は、当該570万円は全額が平成16年度中に自民党名

古屋市議団に戻っているとしている。また、不適切なものは精算前に処理しており、残余金606万円余は適正であり、この残余金には、平成16年度に辞職した2名の議員が受領を辞退した個人分の政務調査費150万円が含まれるとしている。

以上によれば、当該570万円と辞職した議員分の150万円の合計720万円と、平成16年度の残余金606万円余との間に差額113万円余が生ずる。したがって、少なくとも113万円余は、精算時までには政務調査費として使用されたと解されるが、領収書等の関係書類の調査ができなかったことから、書類上確認することはできなかった。

第5 監査の結果

結 論

以上述べたとおり、請求人の主張する平成15年度の410万円については、措置する必要は認められない。

また、請求人の主張する平成16年度の150万円については、不当利得の事実を確認できなかったため、請求人の主張を認めることはできない。

意 見

本市において、政務調査費は、地方自治法及び条例に基づき、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として公金より交付されている。本制度は、議員の調査研究の活動基盤を充実するために設けられたものであり、政治活動の執行機関からの独立を確保するため、その用途については、議会の自主的、自律的な点検に委ねているものである。

しかしながら、今回の自民党名古屋市議団における政務調査費の会計処理は、現行制度の前提である会派の自律的なチェック機能に対する市民の信頼を大きく揺るがすものである。

自民党名古屋市議団においては、引き続き、実態解明に努められるとともに、その結果を明らかにするなどして、市民の信頼回復を図り、会派として再発防止に努められるよう要望する。

また、政務調査費は、その制度化にあたり、議員の調査活動基盤の充実にあわせて、情報公開を促進し、用途の透明性を確保することが重要であるとされ、本市会議会運営委員会理事会においても、領収書の公開について継続検討課題としている。

市会におかれては、今回の事態を踏まえ、今後、他の自治体で実施されている、収支報告書における用途の記載の拡充・詳細化、用途基準に関するマニュアルの作成、領収書の公開など、市民に分かりやすく、市民の納得を得られるような政務調査費の透明性の向上に向けた方策の検討を進められるよう要望する。

(別添)

住民監査請求書

2005年6月15日

名古屋市監査委員 御中

請求人 別紙請求人目録記載の通り
代表連絡先 請求人内田隆 代理人
(代理人電話番号等 省略)
弁護士 新海聡 外8名

第1 請求の要旨

1 政務調査費の支給についての条例の規定

(1) 名古屋市においては、政務調査費の交付に関する条例(以下「本件条例」と言う。)3条1項により、名古屋市会の各会派に対し、月額550,000円に当該会派の所属議員の数を乗じた額を会派に交付する、と規定している。

(2) 本件条例4条は政務調査費を「議長が定める使途基準に従って使用する」規定しつつ「市政に関する調査研究に資するために必要な経費以外のものに充ててはならない。」として議長の裁量を限定している。

これを受け、名古屋市会政務調査費の使途基準及び収支報告書の閲覧に関する規程2条では、使途を別表に記載したものに限定している。別表の内容は以下の通りである(()内は例示)。

①調査費

本市の事務及び地方行財政に関する調査研究活動並びに調査委託に要する経費(調査委託費、交通費、宿泊費等)

②研修費

調査研究活動のために行う研修会・講演会の実施に必要な経費並びに他団体が開催する研修会・講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費

(会場費・機材借り上げ費、講師謝金、会費、交通費、宿泊費等)

③会議費

調査研究活動のために行う各種会議に要する経費

(会場費・機材借り上げ費、資料印刷費等)

④資料作成費

調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費
(印刷・製本代、原稿料等)

⑤資料購入費

調査研究活動のために必要な図書・資料等の購入に要する経費
(書籍購入代、新聞雑誌購読料等)

⑥広報費

調査研究活動、議会活動及び市政に関する政策等の広報活動に要する経費
(広報紙・報告書等印刷費、会場費、送料、交通費等)

⑦事務費

調査研究活動に係る事務遂行に必要な経費(事務用品・備品購入費、通信費等)

⑧人件費

調査研究活動を補助する職員(臨時職員を含む。)を雇用する経費
(給料、手当、社会保険料、賃金等)

(3) 政務調査費の収支報告ならびに返還請求

会派の代表者は毎年4月30日までに収支報告書を議長に提出する(本件条例5条1項、2項)。一方、政務調査費の支出権限者である市長は「政務調査費の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派がその年度において市政に関する調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる。」と規定されている(7条)。

ところで、返還を命じる場合として、「その年度において市政に関する調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合」と規定されていることからみて、支給した政務調査費に年度末の段階で残余がある場合のみならず、市政に関する調査研究に資する必要な経費以外に支出された場合についても返還を命じることになる。

(4) 返還を命ずることが「できる」の意味について

ところで条例7条は、市長が政務調査費条例の返還を各会派に命じることが「できる」と規定し、返還請求は市長裁量であるかのごとき表現をしている。

しかし、この規定は返還請求について市長をき束するものであって、請求についての裁量を市長に認めたものではない。

そもそも、政務調査費の支給は地方自治法100条13項に基づくところ、同条項は用途を「議員の調査研究に資するための必要な経費の一部と」するため、と定めているから、「議員の調査研究に必要な経費」以外に使われた場合には、当該政務調査費の支出は地方自治法100条13項に反する結果となる。

一方、地方自治法は、138条の2で普通公共団体の執行機関に対してその事務を誠実に管理・執行すべき義務を課し、また、同法2条14項は事務処理にあたって最小の経費で最大の効果を上げるべきことを求めている。さらに地方財政法4条1項は、地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえてこれを支出してはならない、と定めている。したがって、支給した政務調査費に年度末の段階で残余があった場合や、市政に関する調査研究に資する必要な経費以外に支出された場合（法にいう「議員の調査研究に必要な経費」以外に使われた場合）については、かかる支出に対応する部分の利得を当該会派に維持させることに法的合理性はないから、執行機関である市長はそれらの政務調査費の返還を命じなければならないはずである。

ところが、条例に返還を命じることが「できる」と記載されていることを理由として市長が当該会派に返還を命じないとすれば、かかる市長の行為は地方自治法や地方財政法に反する結果となり、その行為自体、市に損害を与える行為に該当してしまうことになる。

よって、本件条例を法に適合するよう解釈する以上、会派に不当利得が発生する場合には市長が返還を命じることを条例の上記規定は市長に命じている、と見るほかない。

2. 自民党名古屋市議団の政務調査費の用途

(1) 自民党名古屋市議団（「自由民主党名古屋市議員団」、「自由民主党市民クラブ名古屋市議員団」以下自民党名古屋市議団とする）では、月額一人あたり55万円支給される政務調査費について、5万円を市議団の共通経費（団費）とし、残りを議員の政務調査活動に使うものとしてきた、との説明をし、これに適合する内容の収支報告書を提出している、としている。

(2) ところが、自民党の前団長の西村健二氏は、本年5月、共通経費のうち、2003年度は410万円が余り、2004年度は150万円が余り、それぞれ団長が「預かり金」として保管していた、と発表した。

同人によるとこの金員はいずれも市に返還されることなく、自民党名古屋市議団の団長が預かり金としてプールしていること、かかる扱いは恒例化し、毎回市議選時にプール金は分配された、という。

(3) 上記西村氏の発表から、自民党名古屋市議団において直近二年間で560万円の政務調査費をプールしていたこと、自民党名古屋市議団の2003年度、2004年度の収支報告書は事実と反すること、少なくとも共通経費分に関する支出相当額は収支報告とは別の用途に支出されたことも明らかになった。

3, 返還請求権

- (1) 以上の事実から、共通経費についての収支報告が事実と反することは明らかであるので、すくなくとも共通経費分については条例に要求された適切な収支報告がなされたことにはならず、2003年度、2004年度に支給された共通経費相当額については、「その年度において市政に関する調査研究に資するため必要な経費として支出した」ことの説明がなされていないまま、本日に至っていることになる。また、新聞報道によると、自民党名古屋市議団は西村氏の説明を否定していることから、共通経費相当額についての真実に適合した使途の説明をしようとする意思すらないことが窺われる。

よって、現状においては、自民党名古屋市議団は共通経費相当分に対して適切な収支報告をしないまま、これに相当する金額を利得として保有しようとしていることになるが、各党派が政務調査費について支給された利得を最終的に保有できることになるのは、条例5条による適切な収支報告がなされ、これに基づいて市長が条例7条による返還請求権を行使しないことが確定した段階である。

したがって、適切な収支報告をしない自民党名古屋市議団は共通経費相当分の不当な利得を保有したままであることは明らかであるから、市長は条例7条および不当利得返還請求権に基づいて共通経費相当額の返還を求める義務がある。

- (2) 仮に共通経費全額について返還請求権を行使する義務が市長にはない、としても、2003年度の政務調査費の支出残金410万円、2004年度の政務調査費の支出残金150万円はそれぞれ団長の預かり金としてプールされていたことになるが、そもそも政務調査費をプールすることは本件条例および地方自治法で認められていない。よって、すくなくとも両年度の支出残金合計560万円について、市長は条例7条および不当利得返還請求権に基づいて自民党名古屋市議団に返還請求する義務がある。

第2 求める措置

以上の通り、名古屋市が自民党名古屋市議団に交付した2003年度および2004年度の政務調査費中、同市議団が共通経費分として月額一人あたり5万円の割合で支出したとされる合計金2870万円（内訳：2003年度分1475万円、2004年度分1395万円）については、収支報告書と異なった目的に支出されたにもかかわらず、事実と適合した適法な収支報告がなされていない。かかるものについては、名古屋市長は条例7条および不当利得返還請求権に基づいて返還を求めるべきであるから、監査委員は市長に対し、次の措置を講ずるよう、勧告することを求める。

記

名古屋市長は自民党名古屋市議団に対し、2003年度分および2004年度分と

して同会派に支給した政務調査費中、同会派の共通経費として処理された合計金2870万円について市にこれを返還させるための必要な措置をとること。

以上の通り、地方自治法242条1項に基づき、事実証明書を付して監査委員に対し、本請求をする次第である。

事実証明書

証拠1番	新聞記事綴り
証拠2番	平成15年度政務調査費収支報告書 (平成15年5月29日付)
証拠3番	平成15年度政務調査費収支報告書 (平成16年4月20日付)
証拠4番	平成16年度政務調査費収支報告書 (平成17年4月28日付)

添付書類

事実証明書の写し	各1通
委任状	1通

請求人目録

(住所・職業 省略)
(住所・職業 省略)
(住所・職業 省略)
(住所・職業 省略)
(住所・職業 省略)
(住所・職業 省略)
(住所・職業 省略)

代理人目録 (氏名、電話番号等 省略)

(注) 添付書類については省略した。